

住民懇談会・茶話会で集約した「市民の声」と、みえてきた「必要な活動」



みんなで交流する場や行事がますます必要!!  
地域活動に参加する人材の確保・育成がやっぱり必要!!

市民の声で把握した課題の相関・因果関係

住民懇談会や茶話会で把握した課題には、それぞれ相関・因果関係があることが分かりました。例えば、「地域活動の担い手が少ない⇒住民で楽しめる行事が開催できない⇒隣近所を中心とした人間関係の希薄化が進んだ」といったケースや、「便利になりすぎて助けあふ必要がなくなった⇒近所付き合いの必要性がなくなった⇒地域との接点がなく孤立する方が増加した」等です。その結果、「みんなで交流する場や行事がますます必要」と「地域活動に参加する人材の確保・育成がやっぱり必要」の2つがみえてきました。

お互いさまの心がつむぐ地域づくり

新たな元号「令和」が5月1日からスタートしました。この令和の出典は、日本最古の歌集「万葉集」から、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

奇しくも、令和元年度を初年度とする、旭川市の第4期「地域福祉計画」、市社協の第6期「地域福祉活動計画」の基本理念も「お互いさまの心がつむぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域づくり」と、人と人とのつながりの重要性をうたっています。

市社協では、第6期「地域福祉活動計画」のもと、旭川で暮らす全ての人が住み慣れた地域で共に支えあい、つながり、安心して暮らしていくためのまちづくりを行ってまいりますので、市民のみなさんをはじめ、各関係機関・団体の方々の参加と協力をお願いします。

「第6期『地域福祉活動計画』は、旭川市社会福祉協議会ホームページにて公開しています」

今回ご紹介した事業の他にも、市社協はさまざまな事業を展開しており、第6期「地域福祉活動計画」で詳しく説明しています。ぜひ市社協ホームページをご覧ください。

市社協ホームページ(第6期地域福祉活動計画)  
<http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/plan/>

【お問い合わせ先】旭川市社会福祉協議会・地域福祉課 ☎23-0742まで

図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお聞かせください。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、5名様に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて  
【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号  
【応募締切】令和元年8月30日(金)まで(当日消印有効)  
【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(下記参照)まで  
※ご意見・ご感想で得た個人情報、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。



安心見守り事業のようす

※1:「安心見守り事業」や「ふれあいサロン事業」など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり・福祉コミュニティの形成を目的としています。実施主体が地区社協で、全体的な推進役が市社協です。  
※2:公共性・自発性・無償性などを特徴としたボランティアの養成や、ボランティアを「必要としている人」と「活動したい人」とをつなげる(コーディネート)活動などを行っています。

社協に関して、わからない、聞いてみたいこと等ございましたらお気軽にお問合せください。  
旭川市社会福祉協議会 神楽事務所 神楽3条4丁目1-18 TEL60-1710/FAX60-1780  
地域福祉活動拠点 すずかけ 神楽岡10条5丁目1-28 TEL60-6222/FAX60-6223

ご意見・ご質問を募集しています!「旭川市社会福祉協議会」まで

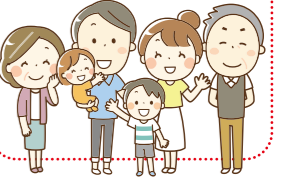
社会福祉法人  
**旭川市社会福祉協議会**  
【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階  
TEL23-0742/FAX23-0746  
Eメール chiki@north.hokkai.net



社協 はじまりは あなたの笑顔から  
**あさひかわ**

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています

共同募金運動期間  
10月1日～12月31日



旭川市社会福祉協議会  
第6期『地域福祉活動計画』が完成!!

旭川市社会福祉協議会(以下「市社協」)では、地域福祉に携わる関係者など11人により構成された策定委員会を設置し、それぞれの立場からさまざまなご意見・提言を受け、令和元年度を初年度とする第6期「地域福祉活動計画」を作成しました。

基本理念：お互いさまの心がつむぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域社会づくり

- |       |                     |       |                   |
|-------|---------------------|-------|-------------------|
| 基本目標① | みんなで支え合う地域福祉の推進     | 基本目標② | 暮らしを支える地域福祉施策の推進  |
| 基本目標③ | いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 | 基本目標④ | 安定的、継続的な法人運営基盤づくり |

※基本理念と基本目標①～④は、第4期旭川市地域福祉計画と共有しています。

住民懇談会・茶話会で把握した「市民の声」

市社協では、同じ地域に暮らす住民が集まり、地域の現状や暮らしの困りごと、不安、強みなどを共有し、住民自身が「これから必要な活動」に気づき、その実現に向けて話し合う場として、9地区・36回(参加者のべ1,062人)、住民懇談会や茶話会を開催しました。参加された方からは、「近所付き合いが少なくなった」「おしゃべりやお茶を飲んだりする仲間がいなくて寂しい」など人間関係の希薄化に関するご意見や、「地域活動の担い手、リーダーを担う人材が少ない」など、地域(町内会)活動の縮小化に関するご意見が、共通してあげられました。

計画の運動



旭川には53の地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)があり、住民主体の福祉活動団体として、地域におけるさまざまな福祉課題の解決に取り組んでいます。各地区社協では、地域の特性を活用しながら「地区社協実践計画」を策定しています。市社協の「地域福祉活動計画」、旭川市の「地域福祉計画」、そして地区社協の「実践計画」の3つが相互に連動しながら、総合的に旭川における地域福祉を推進しています。

地域福祉活動計画とは

『地域福祉活動計画』は、市社協が策定する住民の主体的な福祉活動を中心とした行動計画として位置付けられています。計画期間は5か年で、第6期は令和元年度から令和5年度までとなっています。一方、旭川市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に位置付けられた計画で、旭川市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めたものであり、高齢者や障がい者、子ども・子育て、健康などに関する地域における各福祉計画の上位に位置付けられています。



Bloom Smile  
住宅に関するお困りごと  
気軽にご相談ください。  
代表取締役 大澤 裕美子

不動産 リフォーム 損害保険 相続相談

北海道旭川市上川(1)第1232号  
ブルームスマイル株式会社 ☎0166-74-8978  
〒070-0831 旭川市旭町1条19丁目2157番地4 ☎0166-74-8979 ✉ bloom-s@navy.plala.or.jp

MOVING LIFTER | ムービングリフター 消費税非課税  
Lilac ライラック  
車いす昇降リフト  
他メーカー、他車種にも取付可能(専売はHONDA N-VAN)  
力作業の負担が少ない  
使いやすい簡単操作

女性にやさしい!!

一般社団法人 全国総合福祉車両協議会  
ムービングリフターライラック特約店  
☎0166-51-9911  
〒071-8121 旭川市末広東1条6丁目1-8  
(株)丸金 金田自動車 小型事業部 営業時間 8:30~17:30 定休日 年中無休